

令和4年7月25日

市政記者各位

環境局環境政策課

福岡市環境行動賞について

環境の保全・創造に貢献し、顕著な功労・功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰する「福岡市環境行動賞」につきまして、下記の通り、取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象受賞者

九大CARP

2. 対象表彰

- (1)第8回福岡市環境行動賞 奨励賞(感謝状)
- (2)第10回福岡市環境行動賞 奨励賞(表彰状)

3. 取扱い

表彰取消し

4. 決定日

令和4年7月22日(金)

5. 決定理由

福岡市環境行動賞表彰実施要領2(1)②に該当しないと認められたため。

【参考】

福岡市環境行動賞表彰実施要領(抜粋)

2 表彰対象者

(1)要綱第2条に規定する個人、団体、学校及び事業者とは、次の各号に掲げるとおりとする。

①略

②「団体」とは、3人以上で構成する営利目的の法人(法人格を持たない団体も含む)以外の団体であって、団体の本拠を市内に有し、又は環境活動を市内で実施しているもの。ただし、市の出資法人、政治団体及び宗教団体は除く。

③～④略

(問い合わせ先)

環境局環境政策部環境政策課 担当:山中

電話:092-733-5383